

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 12 章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 74 条 （略）</p> <p>第 74 条の 2 利用者登録</p> <p>（利用者登録）</p> <p>第 74 条の 2 X i 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る X i サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項の規定によるほか、X i 契約者は、法人（当社が別に定める法人とします。以下この条において同じとします。）からの請求に基づき、第 1 項の規定により登録された登録利用者の<u>氏名及び生年月日</u>に基づく情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。</p> <p>6 X i 契約者は、その X i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は X i 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 法人からの請求に基づき、第 1 項の規定により登録された登録利用者の<u>氏名及び生年月日</u>に基づく情報を当社が通知すること。</p> <p>(7) （略）</p> <p>7～10 （略）</p> <p>(注) （略）</p> <p>第 75 条～第 80 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 12 章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 74 条 （略）</p> <p>第 74 条の 2 利用者登録</p> <p>（利用者登録）</p> <p>第 74 条の 2 X i 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る X i サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項の規定によるほか、X i 契約者は、法人（当社が別に定める法人とします。以下この条において同じとします。）からの請求に基づき、第 1 項の規定により登録された登録利用者の生年月日に基づく情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。</p> <p>6 X i 契約者は、その X i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は X i 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 法人からの請求に基づき、第 1 項の規定により登録された登録利用者の生年月日に基づく情報を当社が通知すること。</p> <p>(7) （略）</p> <p>7～10 （略）</p> <p>(注) （略）</p> <p>第 75 条～第 80 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 （略）</p>

料金表
通則 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用			
(1)～(9) (略)	(略)		
(9) の 2 定額通信料等に係る月極割引 (docomo with) の適用	<p>ア 当社は、X i 契約者若しくは当社が定める関係者がX i サービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合であって、その購入と同時に次の(ア)及び(イ)の条件 (以下この欄において「割引条件」といいます。) を満たすとき又はその購入と同時に端末設備を購入した日を含む料金月の翌料金月に割引条件を満たす申込があったときは、そのX i について、割引条件を満たした日を含む料金月から次表に定める額を上限とした割引 (以下この欄において「本割引」といいます。) を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">割 引 額 (月額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,500 円</td> </tr> </table> <p>(ア) 基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、X i カケホーダイライトプラン又はX i シンプルプラン (料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) であること。</p> <p>(イ) データ定額バック (料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するものをいい、ケータイバックを除きます。以下この欄において同じとします。) を選択していること。</p> <p>イ 当社は、そのXiに係る1の料金月における次の(ア)から(ウ)に規定する料金の合計額 (以下この欄において「定額通信料等」といいます。) について、アに規定する割引額を適用します。</p> <p>(ア) データ定額バックに係る定額通信料 (そのX i が適用を受けるデータ定額バックに係る定額通信料の割引の合計額を控除した額をいいます)。</p> <p>(イ) 料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2のソ及び料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3のチに規定するX i データ通信料。</p> <p>(ウ) 料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3のサに規定する共有対象回線のX i にかかる定額通信料。</p> <p>ウ 本割引の適用を受けているX i について、1の料金月における定額通信料等が割引額に満たない場合は、その差額 (以下この欄において「割引残額」といいます。) を当該料金月内におけるそのXiに係る基本使用料 (そのX i が適用を受ける基本使用料の割引を控除した額をいいます。) に適用します。</p> <p style="text-align: center;">ただし、割引残額が基本使用料の額を上回る場合は、その基本使用料の額を上限として、割引残額を適用します。</p> <p>エ ウのただし書の場合において、本割引の適用を受けているX i について、別表2 (付加機能) に規定する sp モード機能の提供を受けている場合は、割引残額と基本使用料の額の差額を、同一料金月内において料金表第1表第2 (付加機能使用料) の2 (料金額) に規定する sp モード機能に係る付加機能使用料に適用します。</p>	割 引 額 (月額)	1,500 円
割 引 額 (月額)			
1,500 円			

料金表
通則 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1)～(9) (略)	(略)

	<p>ただし、その差額が sp モード機能に係る付加機能使用料の額を上回る場合は、sp モード機能に係る付加機能使用料の額を上限として、その差額を適用します。</p> <p>オ 料金月の初日以外の日から本割引を適用する場合は、当該料金月の割引額について、端末設備を購入した日を含む料金月に本割引が適用される場合、当該料金月の割引額については、通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定に準じて、その端末設備の購入の日から割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用します。</p> <p>ただし、その Xi が、当社が別に定める割引の適用を受けている場合は、アに規定する端末設備を購入した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。</p> <p>カ 当社は、本割引の適用を受けている Xi について、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。</p> <p>(ア) アに規定する割引条件に該当しないことを当社が確認したとき。</p> <p>(イ) Xi 契約の解除があったとき（当社が別に定めるものを除きます。）。</p> <p>(ウ) 当社が別に定める端末設備を購入するとき。</p> <p>(エ) その他当社が別に定めるとき。</p> <p>キ 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の前料金月までの期間について、本割引を適用します。</p> <p>ク 本割引の適用を受けている Xi について、契約者から電話番号保管に係る請求があったときは、当社が定める方法により本割引を取り扱うものとします。</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページ又は「提供条件書」に定めるところによります。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)
2 料金額 (略)		2 料金額 (略)	
第 4～第 7 (略)		第 4～第 7 (略)	
第 2 表～第 6 表 (略)		第 2 表～第 6 表 (略)	

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アルメニア共和国	<u>MTS Armenia CJSC</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アルメニア共和国	K Telecom CJSC	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	ウクライナ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>lifecell LLC</u>	<u>△7</u>	-	<u>△A</u>	<u>△</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロベニア共和国	<u>A1 Slovenija, d.d.</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	略
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	略
	モーリタニア・イスラム共和国	Mauritel Mobiles	7	-	<u>△A</u>	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

	ウクライナ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロベニア共和国	Si.mobil d.d.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	略
	アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
モーリタニア・イスラム共和国		Mauritel Mobiles	7	-	-	○
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則（平成 29 年 5 月 25 日経企第 262 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

ただし、定額通信料等に係る月極割引に関する部分については、平成 29 年 5 月 30 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（シニアはじめてスマホ割キャンペーン 2 の適用）

3 この改正規定実施の日から平成 29 年 10 月 10 日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を利用することを当社が確認した場合であって、F O M A 契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいい、その F O M A 契約において当社が定める端末設備を、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間を超えて利用していると当社が認めるものに限ります。）又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。以下この附則において同じとします。）の契約の解除と同時に新たに締結する X i 契約（基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプラン（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るものに限ります。）に係る X i が、次の(1)から(5)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合は、シニアはじめてスマホ割キャンペーン 2（ファミリーシングルバック等（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するファミリーシングルバック又はファミリーシェアバックをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 23 暦月の間の X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料について 1,520 円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

(1) 当社と定期契約を締結している X i 契約に係るものであること又は料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けていること。

(2) ファミリーシングルバック等を選択すること又は共有対象回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）であること。

(3) 第 74 条の 2（利用者登録）に規定する利用者登録の情報が次のいずれかに該当する者であること。

(ア) X i 契約者が利用者として登録される場合であって、満 60 歳に達した者。

(イ) X i 契約者が指定した満 60 歳に達した者であって、その契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。

(4) 契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この附則において同じとします。）以外であること。

(5) 携帯電話・PHS 番号ポータビリティ（第 10 条（契約者識別番号）に規定するものをいいます。）を利用して当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結したこと。（当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結した者に限ります。）

4 当社は、前項の規定にかかわらず、利用者登録の情報が、現にシニアはじめてスマホ割キャンペーン（経企第 94 号（平成 27 年 4 月 16 日）の附則第 3 項に規定するものをいいます。）又はシニアはじめてスマホ割キャンペーン 2 の適用を受けている他の X i 契約に係る利用者であるときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーン 2 の適用を適用しません。

5 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーン 2 の適用を受けている X i について、その X i 契約者から、シニアはじめてスマホ割キャンペーン 2 の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シニアはじめてスマホ割キャンペーン 2 の適用を廃止します。

(1) 第 3 項の規定に該当しないことを当社が確認したとき。

(2) X i の電話番号保管があったとき。

(3) 料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の（8）の 6 に規定するデータ定額バックに係る定額通信料等の月極割引の適用を受けたとき。

(4) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

6 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーン2を廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i シンプルプラン以外の基本使用料の料金種別の料金額が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用対象とします。

7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用対象とします。

8 当社は、X i がシニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用を受けるときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーン（経企第94号（平成27年4月16日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、ドコモにチェンジ割キャンペーン（経企第1140号（平成27年9月16日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、ドコモの学割2016（経企第1689号（平成28年1月20日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、ドコモの学割2016（家族）（経企第1719号（平成28年1月28日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、はじめてスマホ割キャンペーン（経企第677号（平成28年8月3日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、ドコモの学割2017（経企第1522号（平成29年1月18日）の附則第2項に規定するものをいいます。）及びシニア特割キャンペーン（経企第1583号（平成29年1月27日）の附則第4項に規定するものをいいます。）を廃止します。

（その他）

9 経企第94号（平成27年4月16日）の附則第8項を次のように改めます。

8 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているX i について、そのX i 契約者から、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホノタブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。

(2) 第5項の規定により登録した利用者を変更又は削除したとき。

(3) らくらくバック等の廃止があったとき。

(4) そのX i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にらくらくバック等を選択する場合を除きます。）。

(5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。

(6) X i の電話番号保管があったとき。

(7) 名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）があったとき。

(8) 料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき。

(9) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

10 経企第1689号（平成28年1月20日）の附則第9項を次のように改めます。

9 X i シンプルプランが適用されているとき、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき又はドコモにチェンジ割キャンペーン（経企第1140号（平成27年9月16日）に規定するものをいいます。）の適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、第3項に規定する減額を適用しません。

11 経企第677号（平成28年8月3日）の附則第5項を次のように改めます。

5 当社は、はじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているX i について、そのX i 契約者から、はじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、はじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホノタブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。

(2) データ定額バックの廃止があったとき。

(3) そのX i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時に

データ定額パックを選択する場合があります。)

- (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (5) X i の電話番号保管があったとき。
- (6) 料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(9)の 2 に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき。
- (7) 契約の解除 (当社が別に定めるものを除きます。) があったとき。

12 経企第 874 号 (平成 28 年 9 月 13 日) の附則第 6 項を次のように改めます。

6 当社は、「ドコモにチェンジ割 2016」の適用を受けている X i について、その X i 契約者から、「ドコモにチェンジ割 2016」を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、「ドコモにチェンジ割 2016」を廃止します。

- (1) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 又は X i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
- (2) シングルパック又はファミリーシェアパックの廃止があったとき。
- (3) ファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき (そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択する場合は除きます。)
- (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (5) 電話番号保管があったとき。
- (6) 料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(9)の 2 に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき。
- (7) X i 契約者が第 4 項の規定により購入した端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。

13 経企第 1522 号 (平成 29 年 1 月 18 日) の附則第 6 項を次のように改めます。

6 当社は、ドコモの学割 2017 の適用を受けている X i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割 2017 の適用を廃止します。

- (1) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 、X i カケホーダイライトプラン又は X i カケホーダイプラン (S I Mフリー) 以外となったとき。
- (2) データ定額パックの廃止があったとき。
- (3) その X i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき (そのデータ定額共有の廃止と同時にデータ定額パックを選択する場合は除きます。)
- (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (5) X i の電話番号保管があったとき。
- (6) 名義変更があったとき (当社が別に定める場合を除きます) 。
- (7) 料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(9)の 2 に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき。
- (8) 契約の解除 (当社が別に定めるものを除きます。) があったとき。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 12 章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 13 章 雑則</p> <p>第 81 条の 2 ～第 88 条の 3 （略）</p> <p>（利用者登録）</p> <p>第 88 条の 4 F O M A 契約者（ F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が定める方法により、その契約に係る F O M A サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>5 前項の規定によるほか、 F O M A 契約者は、法人（当社が別に定める法人とします。以下この条において同じとします。）からの請求に基づき、第 1 項の規定により登録された登録利用者の<u>氏名及び生年月日</u>に基づく情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。</p> <p>6 F O M A 契約者は、その F O M A 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 法人からの請求に基づき、第 1 項の規定により登録された登録利用者の<u>氏名及び生年月日</u>に基づく情報を当社が通知すること。</p> <p>7 ～ 10 （略）</p> <p>(注) （略）</p> <p>第 88 条の 5 ～第 93 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 12 章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 13 章 雑則</p> <p>第 81 条の 2 ～第 88 条の 3 （略）</p> <p>（利用者登録）</p> <p>第 88 条の 4 F O M A 契約者（ F O M A 特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が定める方法により、その契約に係る F O M A サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p> <p>5 前項の規定によるほか、 F O M A 契約者は、法人（当社が別に定める法人とします。以下この条において同じとします。）からの請求に基づき、第 1 項の規定により登録された登録利用者の生年月日に基づく情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。</p> <p>6 F O M A 契約者は、その F O M A 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 法人からの請求に基づき、第 1 項の規定により登録された登録利用者の生年月日に基づく情報を当社が通知すること。</p> <p>7 ～ 10 （略）</p> <p>(注) （略）</p> <p>第 88 条の 5 ～第 93 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 （略）</p>

料金表
通則 (略)

第1表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アルメニア共和国	<u>MTS Armenia CJSC</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

料金表
通則 (略)

第1表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アルメニア共和国	K Telecom CJSC	(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ウクライナ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		lifecell LLC	△7	二	△A	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロベニア共和国	A1 Slovenija, d.d.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モーリタニア・イスラム共和国	Mauritel Mobiles	7	-	△A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ウクライナ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロベニア共和国	Si.mobil d.d.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モーリタニア・イスラム共和国	Mauritel Mobiles	7	-	-	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 10 (略)

附 則 (平成 29 年 5 月 25 日経企第 262 号)
この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

別表 10 (略)